

令和元年台風19号で被災し 一部負担金の猶予を受けた方へ

台風19号で被災した方の医療機関等における自己負担額（一部負担金）は、申し出により令和2年3月診療分まで猶予を受けることができます。

猶予を受けた自己負担額は、共済組合が組合員または被扶養者の代わりに医療機関等に支払っており、後日組合員に請求いたしますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎028 - 615 - 7816